

正調江差追分ロゴマークの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、正調江差追分ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(図柄等)

第2条 ロゴマークの基本原型は、別紙1のとおりとする。

(権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、江差追分会に帰属する。

(使用基準)

第4条 ロゴマークの使用は、次のとおりとする。

- (1) ロゴマークを使用する者は、図柄をみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物のデザイン上、単色で印刷することは差し支えない。
- (2) 江差追分会が行う各種の体外的活動や出版物、会員向けの配付物等にはロゴマークを積極的に使用するよう努める。

(使用の許可等)

第5条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ「正調江差追分ロゴマーク使用申込書」（様式第1号）を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ別紙1に掲げる図柄等を変更、改変することなく使用する場合は、この限りでない。

- (1) 江差町、江差観光コンベンション協会が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他、会長が適当と認めた場合（江差追分のPRに繋がる使用等）

2 会長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き使用を承認するものとする。

- (1) 江差追分会の信用又は品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教等の活動に関すると認められる場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認められる場合
- (5) その他、不適切であると判断した場合

3 前項の承認は、「正調江差追分ロゴマーク使用承認書」（様式第2号）により申請者に対し通知する。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用にかかる料金は無償とする。

(承認の取り消し)

第7条 会長は、ロゴマークの使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すものとする。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、江差追分会はその責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年11月15日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

江差追分会会長

江差町長 照井 誉之介 様

申請者 住 所

氏 名

印

正調江差追分ロゴマーク使用申込書

次のとおり正調江差追分ロゴマークを使用したいので申請します。

| | |
|------|--------------------------|
| 使用目的 | |
| 使用方法 | |
| 使用期間 | 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 |
| 使用数量 | |
| 連絡先 | (担当者氏名) (電話番号) |
| 使用計画 | |

<添付書類>

- 1 企画書 (レイアウト・スケッチ・原稿等)
- 2 申請者の概要、状況のわかるもの
- 3 その他参考になるもの

正調江差追分ロゴマークの使用に関する規程第7条により使用承認を取り消された場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

印

(名称及び代表者)